

(次回期日 9月29日)

平成21年(ワ)第745号 地位確認等請求事件

原告 久木野憲司

被告 長崎県公立大学法人

文書提出命令申立書

平成22年(2010年)9月15日

長崎地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 木佐 茂男

同 北爪 宏明

記

下記第1～5につき、文書提出命令の申立てを行う。

第1 正式な第9回調査委員会議事録の原本

1 証すべき事実

第9回調査委員会が、本件懲戒処分の基礎となる事実関係の調査を目的として行われていなかったこと等。すなわち、調査委員会における事情聴取は、被告が主張する振替をしていない具体的日時に振替をしなかったことにつき正当な理由の有無を原告に確認する場であるところ、そのようなやりとりが皆無であったこと及びその他のやりとりの内容の全てを見ることで初めて第9回

調査委員会の実態がどのようなものであったのかが明らかになる。

また、当該議事録とともに第2の編集されていない第9回調査委員会の録音媒体が提出されることで、被告提出の被告作成にかかる文書に証明力がないことが明らかになる。

そして、被告は、正式な第9回調査委員会議事録（作成者の署名・押印又は記名・押印のあるもの）の原本を所持している。

2 文書の表示および趣旨

正式な第9回調査委員会議事録（作成者の署名・押印又は記名・押印のあるもの）の原本で、第9回調査委員会の事情聴取における原告と被告大学調査委員会委員とのやりとりが記載されている。

なお、乙3や乙7は、作成者の署名・押印又は記名・押印もなく、原告が提出を求めている「正式な」議事録に該当しないことは明らかである。

3 文書の所持者

被告

4 文書提出義務の原因

民訴法220条1号、3号、4号

- ①1号：被告は、答弁書第2-10において、第9回調査委員会の事情聴取が単なる世間話ではないと主張し、その根拠として議事録が存することを引用している。そこでは、議事録として乙3が挙げられているが、提出された乙3は、作成者の署名・押印（あるいは記名・押印）もなく、〈中略〉として事後的に編集されたものであることが明らかである。また、乙7も同様に作成者の署名・押印（あるいは記名・押印）がない。したがって、被告の引用する議事録はいまだ提出されていない。

また、原告は、第9回調査委員会の事情聴取が世間話程度のもので、およそ懲戒処分前の実体のある手続でない旨重ねて主張しているところである。

②2号：原告は、長崎県民であるところ、当該録音媒体は情報公開請求の対象となるのであるから、閲覧請求権がある。

③4号：除外事由のいずれにも該当しない。

第2 編集されていない第9回調査委員会の録音媒体

1 証すべき事実

第9回調査委員会が、本件懲戒処分の基礎となる事実関係の調査を目的として行われていなかったこと等。すなわち、調査委員会における事情聴取は、被告が主張する振替をしていない具体的日時に振替をしなかったことにつき正当な理由の有無を原告に確認する場であるところ、そのようなやりとりが皆無であったこと及びその他のやりとりの内容の全てを見ることで初めて第9回調査委員会の実態がどのようなものであったのかが明らかになる。

また、当該録音媒体とともに第1の議事録が提出されることで、議事録の正確性を検証することが初めて可能になり、被告提出の被告作成にかかる文書に証明力がないことが明らかになる。

2 文書の表示および趣旨

編集されていない第9回調査委員会の録音媒体で、第9回調査委員会の事情聴取における原告と被告大学調査委員会委員とのやりとりが電磁的に記録されている。

3 文書の所持者

被告

4 文書提出義務の原因

民訴法231条、220条1号、3号、4号

①1号：被告は、答弁書第2-10において、第9回調査委員会の事情聴取が単なる世間話ではないこと及び約1時間20分にわたって行われたと主張している。また、裁判所の求めがあれば提出するとしている。

また、原告は、第9回調査委員会の事情聴取が世間話程度のもので、およそ懲戒処分前の実体のある手続でない旨重ねて主張しているところである。

そして、被告は録音媒体を所持している。

②2号：原告は、長崎県民であるところ、当該文書は情報公開請求の対象となるのであるから、閲覧請求権がある。

③4号：除外事由のいずれにも該当しない。

第3 平成21年9月10日の教育研究評議会の正式な議事録の原本

1 証すべき事実

平成21年9月10日の教育研究評議会における弁明手続が、本件懲戒処分の基礎となる事実関係の調査及び原告の弁明の機会付与のために行われていないこと等。すなわち、同日の教育研究評議会における弁明手続は、被告が主張する勤務の振替手続をしていない具体的日時について正当な理由がある旨述べさせる機会を原告に与える場であるところ、そのようなやりとりの有無及びその他のやりとりの内容の全てを見ることで初めて教育研究評議会における弁明手続がどのようなものであったのかが明らかになる。

また、当該議事録が第4の編集されていない平成21年9月10日の教育研

究評議会の録音媒体とともに提出されることで、被告提出の被告作成にかかる文書に証明力がないことが明らかになる。

そして、被告は、平成21年9月10日の教育研究評議会の正式な議事録（作成者の署名・押印又は記名・押印のあるもの）の原本を所持している。

2 文書の表示および趣旨

平成21年9月10日の教育研究評議会の正式な議事録（作成者の署名・押印又は記名・押印のあるもの）の原本で、同日の教育研究評議会の弁明手続における原告と被告大学評議会委員とのやりとりが記載されている。

3 文書の所持者

被告

4 文書提出義務の原因

民訴法220条1号、3号、4号

①1号：被告は、答弁書第2-17において、平成21年9月10日の教育研究評議会の弁明手続において、原告から口頭の弁明を受けたと主張している。弁明手続での原告の発言が弁明にあたるのか否かを検証する上で、重要な証拠となる。

被告は、乙8を議事録であるかのように主張しているが、乙8は報告書であって議事録ではない。報告書は、議事録等の作成後に作成されるべきものである。

したがって、被告の引用する議事録はいまだ提出されていない。

また、原告は、弁明手続では、実質的に意味のある弁明は何らできなかったと主張している。

そして、被告は、平成21年9月10日の教育研究評議会の正式な議

事録（作成者の署名・押印又は記名・押印のあるもの）の原本を所持している。

②2号：原告は、長崎県民であるところ、当該文書は情報公開請求の対象となるのであるから、閲覧請求権がある。

③4号：除外事由のいずれにも該当しない。

第4 編集されていない平成21年9月10日の教育研究評議会の録音媒体

1 証すべき事実

平成21年9月10日の教育研究評議会における弁明手続が、本件懲戒処分
の基礎となる事実関係の調査及び原告の弁明の機会付与のために行われてい
ないこと等。すなわち、同日の教育研究評議会における弁明手続は、被告が主
張する勤務の振替手続をしていない具体的日時について正当な理由がある旨
述べさせる機会を原告に与える場であるところ、そのようなやりとりの有無及
びその他のやりとりの内容の全てを見ることで初めて教育研究評議会におけ
る弁明手続がどのようなものであったのかが明らかになる。

また、第3の平成21年9月10日の教育研究評議会の正式な議事録とともに
当該録音媒体が提出されることで、被告提出の被告作成にかかる文書に証明
力がないことが明らかになる。

そして、被告は、平成21年9月10日の教育研究評議会の録音媒体を所持
している。

2 文書の表示および趣旨

編集されていない平成21年9月10日の教育研究評議会の録音媒体で、同
日の教育研究評議会の弁明手続における原告と被告大学評議会委員とのやり
とりが電磁的に記録されている。

3 文書の所持者

被告

4 文書提出義務の原因

民訴法231条、220条1号、3号、4号

①1号：被告は、答弁書第2-17において、平成21年9月10日の教育研究評議会の弁明手続において、原告から口頭の弁明を受けたと主張している。弁明手続での原告の発言が弁明にあたるのか否かを検証する上で、重要な証拠となる。

また、原告は、弁明手続では、実質的に意味のある弁明は何らできなかったと主張している。

そして、被告は、平成21年9月10日の教育研究評議会の録音媒体を所持している。

②2号：原告は、長崎県民であるところ、当該録音媒体は情報公開請求の対象となるのであるから、閲覧請求権がある。

③4号：除外事由のいずれにも該当しない。

第5 本件懲戒処分¹に先立つ原告以外の他の教員の勤務状況に関する調査状況についての調査資料の一切

1 証すべき事実

本件懲戒処分が、平等原則になるか否かを基礎付ける重要な間接事実である他の教員の勤務状況に関する調査が存しないという事実

2 文書の表示および趣旨

原告以外の被告大学の他の教員に対し勤務状況に関し、報告を求めた文書（電磁的記録を含む）及び調査状況を記載した被告大学職員作成の報告書・メモ等の文書（電磁的記録を含む）であって、それが存する場合には原告以外の他の教員への調査事項が記載されている。

3 文書の所持者

被告

4 文書提出義務の原因

民訴法220条1号、3号、4号

- ①1号：原告は、他の教員には勤務状況に関する調査は行われず、原告のみについて勤務状況の調査が行われ本件懲戒処分が行われ、これは平等原則に違反する旨を主張している。
- ②2号：原告は、長崎県民であるところ、当該文書は情報公開請求の対象となるのであるから、閲覧請求権がある。
- ③4号：除外事由のいずれにも該当しない。